

資料4-3

佐倉市住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大地震における住宅の倒壊等による被害を軽減し、市民の生命と財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、住まいの耐震性を向上する工事と同時にリフォームを行う者に対して、住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関して、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 1階の主たる居室に格子状又は面的な構築物を設置することにより、当該建築物が倒壊した場合であっても居住者の生命を守る空間を確保できるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 国又は地方公共団体等が推奨しているもの
 - イ 構造設計一級建築士が設計したもの
- (2) 耐震補強改造工事 佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則（平成14年佐倉市規則第56号）第2条第2号の規定による木造住宅補強改造工事補助金（以下「補強改造工事補助金」という。）の交付を受けて行う補強改造工事をいう。
- (3) リフォーム 第5条の規定による工事をいう。
- (4) 施工者 次のいずれかの要件を満たしている者をいう。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
 - イ 当該営業所に、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士、建設業法第27条第3項の規定により合格証明書の交付を受けている者又は建設業法第7条第2号に規定する者と同等の経歴を有する者がいること。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター設置リフォーム事業 耐震シェルターの設置（施工者に

より設置されるものに限る。)するとともに、同時にリフォームを行う事業
(2) 耐震補強リフォーム事業 耐震補強改造工事と同時にリフォームを行う
事業

(補助の対象となる住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者自らが居住する木造の戸建て住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築され、それ以降に増築されていないもの(軽微なものは除く。)であること。
- (3) 当該住宅が存する敷地内の他の建築物を含め、補助金の申請の時及び交付の時において建築基準法(昭和25年法律第201号)の集団関係規定等に抵触していないものであること。
- (4) 建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するものであること。
- (5) 当該補助金(これに類する補助金、助成金又は支給金を含む。)の交付を受けていないものであること。

2 耐震シェルター設置リフォーム事業において補助の対象となる住宅については、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する住宅(以下「避難弱者居住住宅」という。)であること。

ア 満60歳以上の者のみが居住している住宅

イ 佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画(平成27年8月策定)における避難行動要支援者のうち、抽出方式の要件に該当する者が居住している住宅

(2) 佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則第2条第1号の規定による木造建築物耐震診断補助金の交付を過去に受けている場合は、耐震診断の結果が「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」でないこと。

(3) 過去に補強改造工事補助金の交付を受けていないこと。

3 耐震補強リフォーム事業の対象となる住宅は、第1項に定めるもののほか、木造住宅補強改造工事補助金の交付を受ける住宅であることとする。

4 市長は、当該住宅が定住化の促進に資すると認めるときは、規則第3条第1項の規定による交付の申請の時において第1項第1号又は第2項第1号の規定による居住の要件を適用しないこととすることができる。

(補助の対象となるリフォーム)

第5条 補助の対象となるリフォームは、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 耐震シェルターを設置する建築物又は耐震補強改造工事を行う建築物

に係る工事であること。

- (2) 建築物の構造部分（基礎、軸組、床組、小屋組み又は壁体等をいう。若しくは仕上げ（屋根、天井、建具又は内外装をいう。）に係る工事又は転倒防止のため家具を壁若しくは柱等に金具で固定する工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助の対象となるリフォームに含まないものとする。

- (1) 新築、改築又は増築に係る工事
- (2) 外構の工事
- (3) 住宅機器の設置、取り換え、接続又は配線等に係る工事
- (4) 解体工事（前項の工事を行うための解体は除く。）
- (5) 他の補助金（木造住宅改造工事補助金を除く。）、助成金又は支給金の対象となる工事

（補助の対象となる経費及び額）

第6条 補助金の対象となる経費及び額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震シェルター設置リフォーム事業 耐震シェルターの設置に要する経費（建築士による工事監理に要する経費を含む。）のうち市長が適当と認める経費の2分の1であって15万円を限度とする額に、前条に該当するリフォームに要する経費（耐震シェルター設置に係る経費は30万円を超える部分に限る。）のうち市長が適当と認める経費の10分の1であって10万円を限度とする額を加算した額とする。
- (2) 耐震補強リフォーム事業 前条に該当するリフォームに要する経費（補強改造工事に要する経費は100万円を超える部分に限る。）のうち市長が適当と認める経費の10分の1であって10万円を限度とする額とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、当該書類のうち同時に申請する補強改造工事補助金の交付の申請書に添付した書類については、これを省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 住民票の写し（耐震シェルター設置リフォーム事業の場合は、居住している者全員のもの）
- (3) 補助対象経費に掛かる見積書の写し

- (4) 当該建築物の登記事項証明書又は昭和56年5月31日以前に建築されたことを証する書類の写し
 - (5) リフォームを行う位置を示した平面図等及びリフォームの内容を示したもの
- 3 耐震シェルター設置リフォーム事業に係る補助金にあつては、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 耐震シェルター設置に係る事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 第4条第2項第1号アに該当する場合は、年齢を確認できる書類又はその写し
 - (3) 第4条第2項第1号イに該当する場合は、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳、障害支援区分認定通知書又はサービス受給証書の写し
 - (4) 耐震シェルターを設置する位置を示した平面図等
 - (5) 耐震シェルターの仕様書及び設計図
 - (6) 国又は地方公共団体等が推奨していることを証する書類又は構造設計一級建築士が設計したことを証する構造計算書及び当該構造設計一級建築士の免許証の写し
 - (7) 施工者が、第2条第4号の要件を満たすことを証する書類の写し
- 4 補助金交付申請書は、次に掲げるところにより提出するものとする。
- (1) 補助金の対象となる事業に着手する前であつて、当該年度の12月28日までに提出すること。
 - (2) 耐震補強リフォーム事業に係る申請にあつては、木造住宅補強改造工事補助金の交付の申請と同時に提出すること。
- 5 第4条第4項の規定による居住の要件を適用しないこととされた住宅については、第1項又は第2項に定める書類のほか、申請者が建築物を所有していると認められるもの及びその他市長が必要と認めるものを添付するものとする。
- 6 前項の場合において、当該住宅が耐震シェルター設置リフォーム事業に係るものであるときは、併せて避難弱者居住住宅となることを証するものも添付するものとする。
- (交付の条件)
- 第8条 第4条第4項の規定により居住の要件を適用しないこととした場合における規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、次に掲げるとおりする。
- (1) 第11条の規定による実績報告のときに申請者が補助の対象となる住宅に居住していること。

- (2) 第11条の規定による実績報告のときに申請者が補助の対象となる住宅に所有者又は共有者として登記されていること。
- (3) 耐震シェルター設置リフォーム事業の場合は、第11条の規定による実績報告のときに、申請者が避難弱者居住住宅の要件を満たしていること。
(交付の決定)

第9条 規則第6条第1項定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付(不交付)決定書(別記様式第3号)によるものとする。
(変更の申請)

第10条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書(別記様式第4号)とする。

- 2 前項の規定により補助の事業の変更の申請を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について市長と協議を行わなければならない。
(実績報告)

第11条 規則第13条に定める実績報告書は、実績報告書(別記様式第5号)とする。

- 2 実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類のうち同時に報告する補強改造工事補助金の実績報告書に添付した書類については、これを省略することができる。

- (1) 該当する工事の施工前、施工中及び施工後の状況を示す写真(撮影場所を整理した図面等を含む。)
- (2) 事業の実施に係る契約書の写し
- (3) 事業に要した経費に係る領収書の写し

- 2 耐震シェルター設置リフォーム事業の場合にあつては、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
- (2) 監理報告書の写し

- 3 第4条第4項の規定により定住化の促進に資すると認められた住宅にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し(耐震シェルター設置リフォーム事業の場合は、居住している者全員のもの)
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 第7条第3項第3号に掲げる書類に変更があつた場合は、その写し

- 4 実績報告書は、補助金の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。この場合において、当該事業が耐震補強リフォーム事業の場合にあつては、耐震補強改造工事補助金に係る実績報告書と同時に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書(別記様式第7号)とする。

2 前条の通知を受けた者は、通知を受けた当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成24年12月3日決裁24佐建第871号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月2日決裁26佐建第897号)

この要綱は、決裁の日から施行する

附 則(平成28年2月8日決裁27佐建第1000号)

この要綱は、決裁の日から施行する